

令和3年度 安生園事業計画

安生園は、養護老人ホーム安生園、ヘルパーステーションあんじょう、居宅介護支援センターあんじょうの三つの事業体で組織されています。

本事業計画は、安生園全体の基本理念、基本方針、運営方針をはじめに、事業毎に構成しています。

【安生園の基本理念】

利用者の人権や意思を尊重し、健康で潤いと生きがいのある生活ができるよう真心を持って支援します。

【安生園の基本方針】

- 1 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った支援を行います。
- 2 個々の利用者が有する能力に応じて、自立した自分らしい生活を送れるよう支援します。
- 3 明るく家庭的な雰囲気有し、笑顔あふれる施設づくりに努めます。
- 4 利用者・家族・地域との結び付を大切にし、信頼される施設運営に努めます。
- 5 地域貢献など時代のニーズに即した事業展開に努めます。

1 安生園の運営方針

- (1) 「養護老人ホーム安生園」、「ヘルパーステーションあんじょう」、「居宅介護支援センターあんじょう」の3事業所が、市町村、地域包括支援センター、医療機関等との連携をして、安定的経営基盤の確保を目指します。
- (2) 各種法令と職員倫理綱領（職員行動規範）を遵守するとともに、安生園の基本理念と基本方針に基づいて、常に利用者一人ひとりの意思や人格を尊重した支援に心がけ、安心かつ充実して暮らせる施設運営を目指します。
- (3) 社会福祉士・介護福祉士取得に向けた実習と学校教育等の体験活動を積極的に受入れ、福祉職の魅力を発信するとともに、魅力ある職場作りに取り組み、人材確保と育成を目指します。
- (4) 隣接する「特別養護老人ホームすこやか苑」と災害時や感染症発症時等の協力体制を図り、すこやか苑の有する機能を活用するなど、利用者の安全確保等に努めます。

2 安生園の重点事項

- (1) 安定的経営基盤の確保（安生園、ヘルパーステーション、居宅介護支援センター）
安定的な経営基盤を確保するため、新規利用者の獲得を目指します。
- (2) 住環境整備の推進（安生園）
既存施設において、利用者が快適に生活していただけるよう住環境整備の推進を図るとともに、改築に向けた関係機関への働きかけを継続します。
- (3) 感染症対策の強化（安生園）
個別契約型施設の特徴を踏まえ、訪問介護事業所等の外部サービス利用も念頭に置いた、感染予防の徹底と安全確保を目指します。
- (4) フレイル予防の実施（安生園）
フレイル予防を取り入れ、利用者の活力ある生きがいづくりを目指します。
- (5) 非常災害への強化（安生園）
非常時の災害に備え、炊き出し訓練、水害や火災避難訓練を実施し有事に備えます。

I 養護老人ホーム「安生園」

1 運営方針

- (1) 安定的な経営基盤を確保するため、市町村、地域包括支援センター等との連携を図り新規利用者の獲得を目指します。
- (2) 利用者支援にあたっては、利用者の権利擁護と意思決定を尊重した個々の支援計画に基づいて、快適な生活が送れるよう居住環境の整備、感染症の予防、生きがいの創出、リスクマネジメントの強化、虐待防止などに留意した支援に努めます。
また、利用者が自立した生活を営むことができるように、介護予防体制を整えるとともに、要支援又は要介護状態になった際は、地域包括支援センター及び居宅介護支援事業所他と連携しながら利用者の生活支援を推進します。
- (3) 利用者の高齢化に伴う介護支援の漸増、ニーズの多様化（虐待、触法等）に対応した職員研修の充実と人材の育成に努めます。
また、実習生・ボランティア、中・高校生による職業体験学習を積極的に受け入れ、福祉事業への啓発に努めます。
- (4) 当園が地域福祉を担う存在として地域住民に認知されるように、地域交流、施設機能の開放などのほか、青森市福祉避難所としての被災者受入れなど、地域との連携を深めながら地域貢献活動の基盤整備に努めます。

2 重点事項

- (1) 安定的経営基盤の確保
安定的な経営基盤を確保するため、安生園利用者獲得に向けたPRチラシを青森市全域の公営住宅にポスティングするほか、地域包括支援センター、東青地区の市町村を中心に訪問し、養護老人ホームの周知を図り利用者の獲得を目指します。
- (2) 住環境の整備
既存施設の長寿命化や部分的改修、付帯設備の修繕など高額な費用を要するものについては継続して積立を目指すし、利用者の住環境の整備に重点を置いた居室リフォームを随時実施します。
築37年が経過し、老朽化が目立ち改築を要する時期を迎えているため、自主財源を確保するとともに、公的補助金の活用に向けて、「青森市高齢者福祉・介護保険事業計画」に養護老人ホームの施設整備を組み入れてもらうよう、青森市に働きかけを継続します。
- (3) 感染症対策の強化
新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、感染症対策をより一層強化します。
また、施設の特徴を踏まえ、訪問介護事業所等の外部サービス利用も念頭において関係機関等との情報の共有など、より細かな体制を整え安全確保に努めます。
- (4) フレイル予防の実施
安生園の利用者が自主的で生きがいを持ち、いつまでも元気に生活できるよう、「フレイル予防」に注目し、利用者個々の身体機能、認知機能、生活機能の特性を踏まえながら総合的に取り組みます。
- (5) 非常災害対策の強化
非常災害計画に基づき、多発する自然災害、水害・土砂災害、火災等の災害に備え、利用者の安全安心を第一に全職員が対応できるように取り組みます。

(6) 口腔ケアの充実

利用者の口腔衛生の状態を把握し、介助が必要な利用者については、継続した口腔ケアに取り組むことで、心身の健康維持とQOLの向上を目指します。

3 事業概要

(1) 事業名 養護老人ホーム

(2) 定員 100名

(3) 概要

老人福祉法に基づき、原則として65歳以上で、環境上の理由及び経済的な理由により居宅において一人で生活することが困難な方を養護するとともに、社会活動に参加するために必要な支援及びその他の援助を行います。

(4) 支援目標

① 自立した生活形成に向け、利用者個々の意向と状態を把握し、長く生活できるよう適切な支援につなげます。

② 安全対策として、交通安全教室及び防災訓練等を通して防災意識の徹底と安全対策の充実を図ります。

また、利用者健康管理に努め健康診断及び歯科検診、予防接種等を通し、疾病の予防、早期発見・治療に努め、口腔衛生や手洗い等の励行による感染症予防等日常の保健衛生意識の向上を図ります。

③ 生きがいづくりと、余暇活動の充実を図り、個々の希望にできる限り添えるよう園内外活動や、クラブ活動の充実、自治会活動・懇談会等を通じて主体性を発揮できるように環境作りに努めます。

特に、今般の新型コロナウイルス感染により、利用者の行動に自粛を求めざるを得ない状況に留意し、小規模な余暇活動等に取り組みます。

④ 利用者の生活圏を広げ、地域の一員として自立した生活が送れるよう町内会活動等に参加し交流を図るとともに、地域の社会資源の有効活用をすすめます。

⑤ 苦情解決事業による利用者の日常的な状況把握と意見傾聴のため、相談・意見箱の設置及び顧客満足度調査を実施し、利用者の権利擁護の推進に努めます。

4 職員の状況

職名	園長	総務課長	栄養士	看護師	事務員	専任当直員	嘱託医	計
人数	1	(1)	1	2	3	3	2	25
職名	高齢者支援推進監 (主任生活相談員)	高齢者支援課長 (生活相談員)	生活相談員	支援員 (主任支援員)	支援員	業務補助員		
人数	1	1	2	1	6	2		

5 職員研修

利用者支援にあたり、福祉の専門職として質の高いサービスを提供するため職員の資質向上と、より高度な専門的知識や支援技術の取得に努めることを目的に、研修委員会において職場内外の研修を計画的に実施し人材の育成及び離職防止に努めます。

また、認知症ケア・困難事例研修会等に参加し利用者支援の向上を図るほか、施設従事者による高齢者虐待について研修会を開催し組織的な虐待防止に努めます。

6 行事

(1) 年間行事

月	園内	地域交流
4月	自治会総会（転入・新任職員紹介） 観桜会	
5月	交通安全教室（青森警察署）	虹ヶ丘町会交流（街路花植え）
6月	夜間想定防災訓練・防災教室	地域交流懇談会 地域老人クラブ交歓輪投げ大会
7月	地域防災協力隊合同夜間防災訓練 納涼夏祭り	虹ヶ丘町会夏祭り参加
8月	ねぶた祭観覧（招待・夜） ねぶた祭観覧・食事会（7日） 盆墓参	
9月	敬老会 炊出し訓練・水害等防災訓練	
10月	レクリエーション大会	虹ヶ丘町会交流（清掃等）
11月	文化祭	
12月	年忘れお楽しみ会	
1月	新春お楽しみ会	
2月	節分豆撒き	
3月	物故者慰霊祭 転出職員紹介	

(2) 定例行事等

利用者対象	職員対象	回数
各寮懇談会 第三者委員相談 音楽療法 転倒予防体操 3B体操 チェアヨガ ※「フレイル予防」総合的取組	給食会議 厨房会議 全体会議 支援課会議	毎月1回
出張販売（食品・日用品・催事・クリーニング等）		毎月 1～4回
理美容（有償） ビデオ音楽鑑賞及び映画鑑賞		毎月2回
生きがい支援 交流活動（町内除草・慰問等）	個別支援会議 将来構想委員会（改築等検討） リスクマネジメント委員会 入所検討会議 研修委員会 虐待防止委員会・身体拘束委員会 フレイル予防委員会	随時
市内遊覧 リフレッシュ日帰り旅行		年4回 年1回
広報「ひびき」発行	広報・ホームページ委員会	年4回

	サービス評価委員会	
自治会代表者会議	感染症対策委員会 苦情解決協議会	年4回
コーヒーサロン（二高養）		年3回
園内大掃除	全員	年2回
環境整備（網戸清掃・除草等）		随時

(3) クラブ活動

クラブ名	回数	クラブ名	回数	クラブ名	回数
茶道	毎月1回	書道	毎月1回	相撲星取り	年6回
華道	毎月1回	園芸	随時	カラオケ	毎月2回

7 健康管理

利用者一人ひとりの健康状態を把握し疾病の早期発見に努め、身体的・精神的に健康で安定した生活ができるように年間計画に基づいて実施します。

【年間保健衛生実施予定表】

月	内 容	月	内 容
4月	春の定期検診 新型コロナワクチン接種（予定）	10月	秋の定期検診 嘱託医による保健衛生指導
5月	胸部X線間接撮影 新型コロナワクチン接種（予定）	11月	インフルエンザ予防接種
6月	食中毒対策強化、 嘱託医による保健衛生指導	12月	冬季の健康管理 感染症対策強化
7月	食中毒対策強化 夏の健康管理	1月	冬季の健康管理 感染症対策強化
8月	夏の健康管理 防虫対策・食中毒対策強化	2月	冬季の健康管理 感染症対策強化
9月	防虫対策・食中毒対策強化	3月	冬季の健康管理 感染症対策強化
毎月	検温・血圧測定、 体重測定	毎週	定期通院（村上病院（火曜日）、 ひがし整形外科（木曜日））
嘱託医 診察	内 科（月2回） 精神科（毎月第1木曜日）	通年	水分補給 健康体操
歯科 健診	歯 科（年2回）	口腔 指導	歯科口腔衛生（年4回）

8 安全・防災管理

(1) リスクマネジメントの徹底

高齢者施設で発生頻度が高い利用者の転倒・誤嚥・無断外出等のリスクに対し、発生や影響を最小限にするため、マニュアルを整備し周知徹底を図るとともに、ヒヤリ・ハット事例を分析するなど事故防止に努めます。

(2) 交通安全対策

青森警察署の協力により、交通法規に対する理解を深めるため交通安全教室を開催

する。また、日々の外出・通院時に注意を促すとともに、提示物での注意喚起や毎月の懇談会での話し合いをもち、意識の浸透を図ります。

(3) 防災管理

利用者が安全で快適な生活ができるよう防災対策として次の事項を実施します。

- ① 日常的に火災の未然防止に心がけるとともに、非常事態における分担事項の徹底と利用者に対して、避難方法・災害防止・危険予防について周知徹底を図ります。
- ② 消防署の指導の下に防災・避難訓練等を計画的に実施します。
 - ア 総合防災訓練の実施
 - イ 防災教室の実施
 - ウ 非常時における炊き出し訓練
- ③ 防災担当者による自主点検及び法定点検の実施により、予防の徹底を図ります。
- ④ 掲示された避難経路図を基に避難誘導の迅速化を図ります。
- ⑤ 地域住民の協力（安生園地域防災協力隊）による夜間避難訓練等を実施し非常時の備えに万全を期します。

9 ボランティア・実習等の受入れ

利用者との交流、施設への理解及び支援活動を推進するとともに、ボランティア育成のために積極的に受け入れます。また、養成校等の実習生、職場体験学生の受入れに当たっては、「実習受入要綱」に基づいて受入れに協力することを基本とし、実習効果を高めるためのプログラムを設定し福祉人材の育成に配慮しながら指導の充実に努めます。

Ⅱ 訪問介護事業所「ヘルパーステーションあんじょう」

1 運営方針

在宅で生活している高齢者及び安生園の利用者が、要支援又は要介護状態と認定されたときに、入浴・排泄・食事・通院等の「身体介護」、洗濯・掃除等の「生活援助」の支援、「通院等乗降介助」を行うことで、その利用者が可能な限り居宅及び安生園において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように援助します。

また、介護保険認定者の訪問サービスの利用希望に対して、いつでも即応できる体制づくりを図ります。

2 重点事項

(1) 安定的経営基盤の確保

安定した経営に向け、人材の確保と離職防止に努め、月平均利用数の向上を目指します。また、安生園利用者の潜在ニーズに着目し、サービス提供に繋がります。

(2) 職員の資質向上

毎月の事業所内研修及び外部研修の機会を多く持つことにより、ヘルパーとしてのスキルアップを図り、信頼される事業所を目指します。

3 事業概要

(1) 事業名 訪問介護事業・介護予防訪問介護事業・福祉有償運送事業

(2) 概要

在宅で生活している高齢者及び安生園利用者で、要支援・要介護者に対して指定訪問介護計画等に基づき、入浴・排泄・食事・通院等の介助、洗濯・掃除等の日常生活に必要な支援を個別に訪問して実施します。

(3) 支援目標

- ① 指定訪問介護及び介護予防訪問介護は、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止又は要介護状態にならないよう予防に資するように目標設定し、QOLの維持・向上を目指します。
- ② サービス利用計画に基づいた適切なサービスに努めます。
- ③ 訪問介護等の提供に当たっては、懇切丁寧に支援するとともに利用者又は家族（身元引受人）に対し、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明します。
- ④ 常に、利用者の心身の状況や置かれている環境等の的確な把握に努め、信頼関係を築きます。
- ⑤ 自ら提供する指定訪問介護等のサービスの質の評価を行い常にその改善に努めます。

4 職員の状況

職名	管理者 (サービス提供責任者)	サービス提供 責任者	支援員 (訪問介護員)	訪問介護員	計
人数	1	1	3	6	11

5 職員研修

職員の資質の向上と介護サービスの質の向上を目標に、より高度な専門的知識や進歩する介護技術の修得を目指すために自己研鑽を促すとともに、事業所内研修の他、内外の研修を計画的に受講します。

Ⅲ 居宅介護支援事業所「居宅介護支援センターあんじょう」

1 運営方針

在宅で生活している高齢者及び安生園利用者が、要介護状態と認定されたときに、可能な限りその居宅等において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように支援します。

2 重点事項

(1) 安定的経営基盤の確保

要介護利用者のケアマネジメントを行い、月平均 95 件の利用者数を目指します。

また、人材の定着、確保を進め介護予防等のニーズに応えられる体制づくりを目指します。

(2) 職員の資質向上

外部研修等に参加するほか、事業所内研修や事例検討を重ねることにより、ケアマネジメントの質の向上を図り、選ばれる事業所を目指します。

3 事業概要

(1) 事業名 居宅介護支援事業

(2) 概要

介護保険において要介護状態と認定された方に対して在宅サービスの適切な利用等が可能となるよう、要介護者の心身の状況や環境、意向等を勘案して居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、当該居宅サービス計画に基づく在宅サービスの提案が確保されるよう、事業者等との連絡調整を行います。

また、市町村からの依頼による認定調査、介護保険認定の申請・更新等の申請代行や介護に関する様々な相談に応じます。

(3) 支援目標

① 指定居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保険医療サービス及び福祉サービスが、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

② 事業の実施に当たっては、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等の保健・医療・福祉サービスとの連携に努めます。

4 職員の状況

職名	管理者 (主任介護支援専門員)	介護支援専門員	計
人数	1	3	4

5 職員研修

利用者へより良いサービスの提供、職員の資質の向上を図るため自己研磨を促すとともに、専門的部門での研修に参加します。

また、利用者に対する福祉サービスを中心とした職場内外の研修を計画的に実施します。